

令和5年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業創出支援業務 公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

令和5年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業創出支援業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

3 業務背景・目的

広島県は企業間連携の活発化や海外展開の促進等を通じて、県内に持続可能な社会の実現に貢献するビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的に、ひろしま環境ビジネス推進協議会（以下、「協議会」という。）を平成24年に設立し、環境・エネルギー分野^{※1}を2050年に県内を支える産業の一つとなるように育成しながら、県内外及び世界の環境課題の解決に取り組んでいる。

〔※1 環境省が環境産業と位置付ける分野（環境汚染防止，地球温暖化対策，廃棄物処理・資源有効利用，自然環境保全）に加え，供給する製品・サービスが，環境保護及び資源管理に，直接的または間接的に寄与し，持続可能な社会の実現に貢献する分野をいう。〕

環境・エネルギー分野が県内の産業の一つとなるためには、既存の事業領域における成長に加え、新規事業の創出やイノベーションによる事業成長の加速化が強く求められている。特に、イノベーションにおいては、既存の枠を壊し、多種多様な叡智の組み合わせによる創造と変革が必要であり、所属する組織以外にも人的資産や能力を拡張させる環境を持てるかがより重要になっている。そのため、協議会のように、企業の枠を超えて外部とのネットワークを構築できる機能的なコミュニティの重要性が増している。

このような背景を踏まえ、協議会では、カーボンニュートラルやSDGsといった世界的潮流をチャンスと捉えて各企業が多種多様なステークホルダーと共創することにより、世界の環境課題の解決に貢献するビジネスが広島県から持続的に創出されている将来を目指して「ひろしまグリーンオーシャンプロジェクト」を令和3年度から進めており、中でも企業同士が「繋がり・対話し・共に事業づくり」ができる環境づくりに注力している。

このため、本業務では、企業が繋がり・対話できる「交流の場の企画・運営」及び本気で事業づくりに打ち込みたい企業向けの「新規事業創出プログラムの企画・運営」を通じて、協議会のコミュニティ機能の強化を図るとともに、広島県内における環境・エネルギー分野のビジネス創出の活性化を図ることを目的とする。

4 業務内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

4-1 新規事業創出プログラム

支援の対象となる企業（以下、支援対象企業という）が、新たなビジネスの可能性を顕在化させ、新規事業の計画案を創出するのに必要なプログラムの企画・運営及び支援対象企業へのサポートを行うこと。

具体的なプログラムの企画、運営方法、サポート手法、スケジュール、K P I等は、諸条件を考慮の上、自由に提案するものとする。

<業務目標>

項目	目標値	品質・分野
新規事業案	5件	<p>【本事業終了時点で目指す品質】 支援対象企業内で、本業務で創出した新規事業案を、新規事業の投資判断の決裁権を持つ役職者に提示し、年度内に投資判断を仰ぐことを前提としたレベル。</p> <p>【新規事業案の分野】 環境・エネルギー分野</p>

(1) 支援企業の募集・選定

下記の事項に留意し、幅広い産業分野から県内企業が本プログラムに参加できるように効果的に周知・募集を行い、本業務における支援対象企業を選定すること。

ア 参加企業の募集にあたっては、提案者自ら訪問などを自発的に行い、参加企業を幅広く募ること。

イ 対象とする企業は、次の要件を満たす企業を主とすること。

- ・売上30億円以上
- ・本プログラムへの参加に、支援対象企業の経営者の了解が得られていること。
- ・協議会への入会状況は問わないが、プログラム参加時には入会した状態であること。

ウ 支援対象企業の候補を10社以上提示することとし、協議会と調整の上、支援対象企業を決定する。

(2) プログラムの企画・運営

下記の事項に留意し、業務目標を達成するためのプログラムを企画・立案し、実行すること。

ア 「支援対象企業の成し遂げたいビジョン」や「支援対象企業だからこそ創出可能な価値」を明確にした上で、メンター等による伴奏支援を通じて新規事業の立案を支援すること。

イ 新規事業案をブラッシュアップする中で不足するリソースが見込まれる場合には、その補完方法を提示するなど、ビジネス展開の実現性の向上に努めること。

ウ 他企業との連携によってビジネス展開の可能性が高まる案件については、連携先の提案やマッチング支援など、最適な外部との連携を設計すること。

エ 支援対象企業の経営者に対して進捗状況を適宜報告し、企業の経営方針と新規事業案の方向性が乖離しないように努めること。

オ 本業務で創出した新規事業案について、支援対象企業の経営者の投資判断を仰ぐ場を設けること。

なお、「投資判断」を行う際の具体性として、下記のいずれかの状態を確保すること。

- ・本業務期間中に簡易な実証や開発に着手している状態

・令和6年4月以降に実証や開発に進める具体的な計画が出来ている状態

カ 本業務の成果や新規事業創出における課題等を共有し、広島県内における環境・エネルギー分野のビジネス創出の活性化を図ることを目的とした成果発表の場を設けること。

4-2 交流の場「SCRUM HIROSHIMA」の企画・運営

協議会では、様々なステークホルダーがスクラムを組み、力を合わせて新たなビジネスを広島県から共創していく姿を象徴的に捉え、協議会コミュニティ「SCRUM HIROSHIMA (スクラムひろしま)」を令和3年度に立ち上げた。本業務にあたっては、当該名称を用いて、下記のイベント等を実施し、協議会の活性化を図るものとする。

<業務目標>

項目	目標値	品質
イベントの開催数	12回以上	次の2種類を開催し、開催数は合計で12回以上とする。 ・オープンイベント ・経営層 ^{※2} 対象イベント（3回以上の開催）
広島県内企業へのヒアリング調査数	30社以上/半期 (60社以上/年)	新規事業創出に関する課題等について、立場や役職の違い別に下記の数のヒアリングを行う。 ・担当者、役職者へのヒアリング 20社以上/半期 ・経営層へのヒアリング 10社以上/半期
フォーラム参加者数	100名以上	ハイブリット開催の場合、現地参加とオンライン参加の内数の設定は、協議会と協議の上、決定する。

※2 社長、取締役、執行役員等、企業内で経営に関与している者

(1) オープンイベントの開催

世界的なカーボンニュートラルやSDGsの達成に向けた取組を契機に、協議会に入会する企業は急増し、また会員企業の事業分野も多様化している。会員企業を対象にしたアンケートでは、協議会に対して、「他企業との交流の機会」や「環境・エネルギー分野における新規事業創出」といったオープンイノベーションを成功させるためのコミュニティ機能としての役割への期待が大半を占めている。そこで、本業務は、企業同士が「繋がり・対話し・共に事業づくり」ができるコミュニティの創出を目的として行うものである。

ア 対象企業

協議会会員企業に加え、広く環境・エネルギー分野の新規事業創出に取り組んでいる或いは当該分野に興味のある企業を対象とする。

イ 参加企業の募集

イベント内容や開催趣旨に応じて、提案者が効果的な周知を行うことにより、協議会会員に加え非会員企業へも広く参加を募ること。なお、非会員企業の参加があった場合には、協議会への入会を促すこと。

ウ 開催手法

オフライン、オンラインのハイブリッド形式とし、業務目標の回数以上を実施すること。ただし、オフラインの会場は、イノベーション・ハブ・ひろしま Camps^{*3}を基本とし、他のイベント等の都合により Camps での開催が困難な場合は、受託者が会場を確保すること。

※3 新たなビジネスや地域づくりなどにチャレンジする多様な人が集まるイノベーション創出拠点として広島県が開設。<https://www.camps-hiroshima.jp/>

(住所：広島市中区紙屋町 1-4-3 エフケイビル 1 F, TEL：082-207-3335)

エ イベントの内容

(ア) 環境・エネルギー分野における新たなビジネス創出を目的とするコミュニティの形成に繋がるテーマを題材とすること。

(イ) 次の5テーマについては、最低1回は題材として取り扱うこと。なお、1回のイベントで5テーマを一括して取り上げることも可能とする。

- ・グリーンビルディング（省エネ建築、工場スマート化等）
- ・グリーンモビリティ（次世代自動車、エコシップ等）
- ・クリーンエネルギー（再生可能エネルギー、カーボンリサイクル等）
- ・プラスチック・エコノミー（プラスチック資源循環等）
- ・サーキュラーバイオ・エコノミー（持続可能な食糧システム等）

(ウ) イベントの開催に際しては、参加者が一方的にインプットのみを受けるものではなく、参加者が主体的に活動し、企業同士で協力する輪が生まれるような要素を組み込むこと。

オ 交流機能の強化

県内外の団体・コミュニティと連携するなど、協議会会員以外の多種多様な企業と交流できる仕掛けを施すこと。

(2) 経営層を対象としたイベントの開催

新規事業の創出のためには、企業経営者を巻き込み、組織全体の機運を醸成する必要がある。一方、VUCAの時代、企業経営者も新規事業への意思決定は従来とは異なり、難易度が増している。これらの状況を踏まえ、当イベントは、経営者同士の交流を促し、地元経営者に新規事業創出に意欲的に取り組んでもらうための意欲醸成を目的とする。

ア 対象企業

次のいずれの要件も満たす企業の経営層を主とする。

- ・環境・エネルギー分野の新規事業創出に取り組んでいる或いは興味のある広島県内企業
- ・売上30億円以上の企業

イ 参加企業の募集

協議会会員の経営層に加え、非会員企業の経営層に対しても、本業務の受託者が効果的にイベントの周知を行うこと。なお、イベント参加時点で協議会会員である必要はないが、イベントへの参加、コミュニティ活動をとおして協議会への入会を促すこと。

ウ 開催手法

オフラインでクローズ形式を原則とし、参加者が話しやすい環境を確保すること。開催数は業務目標のとおりとし、会場は提案者が調整すること。

エ イベントの内容

経営層にとって有益となる情報提供や意見交換の場を設ける等、新規事業創出に意欲的に取り組む意識醸成が図れる内容とすること。

なお、協議会による事前のヒアリングでは、環境経営の中で、戦略的に環境・エネルギー分野での新規事業創出を位置づけ、新たな事業創出に成功している大企業以外の事例紹介に対するニーズが高い。

(3) 広島県内企業へのヒアリング調査

ア 4-2(1)(2)のイベント出席者に対し、ヒアリング／アンケート調査等を行い、協議会会員企業の担当者及び経営層が抱える環境・エネルギー分野の新規事業創出に係る課題の取りまとめを行うとともに、それらの課題の解決策として考えられる協議会の施策を提案すること。

イ 調査テーマは、環境・エネルギー分野における新規事業創出に関する課題とし、担当者及び役職者、経営者といった立場や業界などの違いを考慮し、より具体的に課題を聞き取りできるよう提案者が調査内容を作成すること。

ウ ヒアリング調査等の実施数は業務目標のとおりとし、うち60社については、調査対象はイベントに現地参加した者とする。

エ 調査結果から課題の抽出・分析を行うとともに、課題に対して協議会として取り得る施策案を立案し、提案すること。

オ 課題分析や施策案等の報告は、令和5年9月、令和6年3月の2回行うこと。

(4) フォーラムの開催

ア 「広島県で環境・エネルギー分野における新ビジネスへの挑戦が盛んに行われている」ことを県内外へ発信し、広島県で挑戦する気運を高めること、コミュニティの輪を広げることを目的に、大規模なイベントを開催すること。

イ 参加企業は協議会会員に限らず県内外から広く募り、県内企業の他者との連携可能性の輪を広げること。

ウ 内容は環境・エネルギー分野に関連するものとし、新規事業創出の重要性・必要性や先進的な企業の取組紹介や最近の動向など、参加する県内企業にとって新たな気づきや知識がもたらされる実りあるものとする。

エ 本業務で取り組む「新規事業創出プログラム」及び「SCRUM HIROSHIMA」の成果発表を併せて行ってもよい。

(5) マッチング／企業間連携の促進

ア 企業間連携の可能性を高めるため、企業ニーズの把握に努め企業間マッチングの可能性を探るとともに、提案者自ら積極的に協議会会員間や他コミュニティの企業等との情報交換や交流を促すこと。

イ イベント開催時に限らず、協議会会員やイベント参加企業からマッチング等の相談に常時対応できる体制とすること。

ウ 当該業務を主として行うコミュニティマネージャーを置くこと。なお、コミュニティマネージャーは、イベント等の催事には現地参加を必須とする。

(6) 進捗報告

各イベントの企画内容や開催の結果報告及びアンケート調査の内容等の進捗状況を適宜協議会に報告すること。

4-3 情報発信・アーカイブ化

協議会のウェブサイトでの情報発信やイベントの開催によって、本業務の概要、進捗状況や取組等について広く情報発信し、県内企業の新規事業創出に対する機運を高める工夫を行うこと。

本業務に関する新たなウェブページ（以下、新設ページという。）を作成し、本業務の概要や進捗状況、各イベント等の協議会の活動を広く情報発信するとともに、県内企業の新規事業開発への機運を高める工夫を行うこと。新設ページは、協議会のウェブサイト^{※4}上に作成し、随時情報更新を行うこと。なお、実施に当たっては以下の事項に留意すること。

※4 ひろしま環境ビジネス推進協議会ウェブサイトURL

<https://hiroshima-greenocean.jp/>

(1) 「新規事業創出プログラム」

ア 新設ページの作成に当たっては、協議会が定めるコンセプトに従ってデザインを製作すること。また、事前に協議会と調整し、ドメイン名、規格等について同意を得ておくこと。

イ 本プログラムの支援内容について、課題の解決に至ったプロセスや、逆に困難であった部分等について取りまとめを行い、他の協議会会員企業が新規事業開発時の参考とし、協議会としても知見として蓄積できるように、新設ページ内でアーカイブ化すること。

(2) 「SCRUM HIROSHIMA」

ア 新設ページの作成に当たっては、既存ドメイン (<https://hiroshima-greenocean.jp/scrum/>) を使用し、その他の規格等については事前に協議会と協議し同意を得ておくこと。また、協議会が定めるコンセプトに従ってデザインを製作すること。

イ イベント等の告知のほか、開催時の風景や参加者の声を盛り込む等、参加時のイメージや意欲の高まる内容とすること。また、交流できる場として企業の認知度を高める工夫を行うこと。

(3) 上記(1)(2)を除き、新設ページの具体的な構成、更新頻度等は受託者が企画提案すること。

(4) 新設ページ内で製作した全てのコンテンツは、本業務終了後も協議会が公開できるものとする。

新設ページの作成にあたっては、フォルダ構成含め協議会と事前に調整を図ること。

4-4 その他業務

(1) 付帯業務

ア 各業務内容の全体スケジュールを設計の上、前月の活動報告及び翌月以降の活動計画について、月初5稼働日以内に協議会へ報告（様式任意）するとともに、定期的に協議会との打合せ（1回以上/月）を主宰して活動内容を共有すること。

なお、必要に応じて、本業務の責任者等、権限のある者も同席することとし、協議会の求めがある場合には速やかに来訪すること。

イ 会員企業同士や会員と他のコミュニティ企業等が参加する打合せに際しては、打合せ時の協議事項の整理等、必要に応じて会員企業をサポートすること。

ウ セミナーやワークショップなどの実施にあたっては、会場や講師、参加企業など、本業務に必要な関係者との調整も行うこと。

(2) 引継書の作成・引継協議

本業務が次年度以降、他の事業者が受託した場合にも、円滑に業務の移管及び継続されるよう、引継書を作成すること。引継ぎの対象となる業務は4-2に限る。

次年度の受託事業者が異なる場合、令和6年3月末から4月の間に別途協議会が開催する引継協議の場において、本業務受託事業者から新規受託事業者への引継ぎを行うものとする。

なお、次年度以降も事業者の変更が生じない場合、引継協議は実施しない。

5 業務の成果品

業務が完了したときは、速やかに任意様式により業務の実績報告書を提出すること。

ただし、広島県内企業に対するヒアリング調査については中間報告を行うこと。

(1) 中間報告書（提出期限 令和5年9月29日）

報告内容は、次の事項を想定しているが、受注後に協議会事務局と協議して決定するものとする。

- ・イベントの概要（イベントの趣旨、狙い、参加者、アンケート/ヒアリング結果、結果の分析等）
- ・イベントの成果（コミュニティの形成に向け進んだ点、うまくいった点、課題、反省点）
- ・経営層の視点で捉えた、環境・エネルギー分野の新規事業の創出における課題
- ・上記の経営層の課題を解決するために協議会として実行できる施策案
- ・企業の担当者の視点で捉えた、環境・エネルギー分野の新規事業の創出における課題
- ・上記の担当者の課題を解決するために協議会として実行できる施策案
- ・本業務をきっかけに進行している企業連携の事例
- ・その他、協議会が指定するもの

(2) 実績報告書（提出期限 令和6年3月15日）

上記(1)の内容を含め、各種業務について、業務目標の達成状況およびそこに至った経緯を取りまとめて報告すること。具体的には下記の事項を想定しているが、受注後に協議会事務局と協議して決定するものとする。

ア 新規事業創出プログラム

- ・支援対象企業の選定（企業募集の手法と結果、選定の工程）

- ・事業計画策定プロセスにおける各社の課題と解決状況
(他者マッチング等を行った場合にはこの点も含む)
- イ SCRUM HIROSHIMA (各種イベント)
 - ・開催状況 (日時, 会場, 内容, 参加者数等)
 - ・参加者アンケートの結果, 分析
- ウ SCRUM HIROSHIMA (企業ヒアリング調査)
上記(1)のとおり。
- エ マッチング/企業間連携の促進
 - ・企業ニーズや相談事項など, 把握した企業情報
 - ・マッチング等の実施状況

6 成果品の納入場所と帰属

成果品の納入場所は, 広島県商工労働局イノベーション推進チーム内のひろしま環境ビジネス推進協議会事務局 (広島市中区基町 10 番 52 号) とする。

また, 本業務による成果品の著作権は協議会に帰属する。

7 委託料の支払い

- (1) 協議会は, 実績報告書の提出を受けたときは, 速やかに委託業務の成果が契約内容に適合するものであるか審査し, 適合すると認めたときは当該年度の委託料の額を確定し, 受注者に通知する。
- (2) 受注者は, 委託料の額の確定通知を受けたときは, 速やかに請求書を協議会に提出すること。

8 留意事項

- (1) 受注者は, 業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお, 委託業務終了後においても同様とする。
- (2) 受注者は, 業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は, 再委託先ごとの業務内容, 再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上, 事前に書面にて報告し, 協議会の承諾を得なければならない。
- (3) 提案の内容については, プロポーザル審査後に提案を踏まえて協議し, 調整を行う可能性がある。
- (4) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については, 協議会と受注者が協議して定めるものとする。